様式第2号（第3条関係）

公務災害補償通知書

|  |
| --- |
| 年　　月　　日  　　　　　　　　様  （教育委員会の長の職氏名）    あなたは、丸亀市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。  記  １　被災学校医等の氏名及び生年月日  氏名  生年月日　　　　　　年　　月　　日  ２　傷病名  ３　災害発生年月日  　　　　　　　　　　　年　　月　　日 |

補償の内容

１　あなたが被災学校医等である場合

(１)　療養補償

公務上の負傷又は疾病については、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものを教育委員会があらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、療養補償として受けることができます。

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療

エ　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

カ　移送

(２)　休業補償

公務上の負傷又は疾病の療養のため、勤務その他の業務に従事することができない場合において、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和62年文部省令第１号）に定める場合を除き、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、その期間、１日につき公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年第283号。以下「政令」という。）に定める補償基礎額の100分の60に相当する金額の休業補償を受けることができます。

(３)　傷病補償

公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後１年６月を経過した日以後において、政令に定める程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その等級に応じて傷病補償年金を受けることができます。なお、傷病補償を受ける場合には、休業補償を受けることができません。

(４)　障害補償

公務上の負傷又は疾病が治癒した場合において、政令に定める程度の障害が残ったときは、その等級に応じて障害補償年金又は障害補償一時金を受けることができます。

(５)　障害補償年金前払一時金

障害補償年金を受けることができる場合は、申出により、障害の等級に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。なお、この前払一時金を受けることにより、障害補償年金の支給は、一定期間停止されることになります。

(６)　介護補償

傷病補償年金又は障害補償年金を受けることができる場合で、政令に定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときには、その期間（病院等に入院又は入所している期間を除く。）、介護補償を受けることができます。

２　あなたが被災学校医等以外の者である場合

(１)　遺族補償

ア　遺族補償年金

あなたが、公務上死亡した学校医等の遺族であって、当該学校医等の死亡の当時その者の収入によって生計を維持しており、次の①から⑦までに該当した場合は、遺族補償年金を受けることができます。

①　妻及び60歳以上の夫（婚姻の届出をしていないが、死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

②　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子

③　60歳以上の父母

④　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫

⑤　60歳以上の祖父母

⑥　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹

⑦　政令第８条第１項第４号に規定する程度の障害の状態にある夫、子、父母、祖父母又は兄弟姉妹

なお、遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、①から⑥に掲げる者にあっては、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序となり、⑦に掲げる者にあっては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序となります。また、父母については養父母を先にし、実父母を後にします。

イ　遺族補償一時金

学校医等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がいないとき等の場合は、遺族補償一時金を受けることができます。

(２)　遺族補償年金前払一時金

あなたが、遺族補償年金を受ける権利を有する場合は、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。なお、この前払一時金を受けることにより、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることになります。

(３)　葬祭補償

あなたが、公務上死亡した学校医等の葬祭を行う者である場合は、政令で定める金額の葬祭補償を受けることができます。

(４)　障害補償年金差額一時金

あなたが、障害補償年金の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が、政令に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

(５)　未支給の補償

あなたが、補償の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかったものがある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

〔注意事項〕

１　あなたは、上記の事由に該当したときは、それぞれの事由に応ずる補償が受けられますので、速やかに請求書を提出してください。ただし、政令の規定により制限を受ける場合もありますので、被災学校医等が所属する学校の長とよく連絡をとって、その指導を受けてください。

２　災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、条例施行規則第６条（様式第12号）の規定により、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所が分からないときは、その旨）を届け出てください。

３　補償を受ける権利は、２年間（障害補償及び遺族補償については、５年間）行わないときは、時効によって消滅します。

４　丸亀市教育委員会が行う補償の実施に関して不服がある場合は、政令に定める手続に従って、丸亀市公平委員会に対し審査を請求することができます。

５　その他詳細については、被災学校医等の所属する学校長に問い合わせてください。